

高岡商工会議所

売上債権保全制度(取引信用保険)のご案内

取引先の倒産に備えはできていますか？

債権保全の切り札！ 売上債権保全制度

「売上債権管理の強化」や「取引先貸倒れに対するリスクの回避」への関心が高まる中、高岡商工会議所は、伊藤忠商事株式会社と業務提携し、会員企業様向けに取引先の倒産等による売上債権の回収不能リスクを補償する制度として**売上債権保全制度(取引信用保険)**を導入しています。会員の皆様の取引先の貸倒れリスクに対応する手段としてご活用ください。

本制度は、取引信用保険では考えられなかった「**複数引受保険会社の起用(シンジケート化)**」並びに「**各会員企業様をグループ化**」する仕組みを導入し、補償内容のスケールメリット・制度の長期安定利用につなげています。

売上債権保全制度の特長

◆伊藤忠商事株式会社を保険契約者とし、同類の売上債権を有する商工会議所会員様を複数社まとめて(グループ化)被保険者とする保険契約を締結します。

売上債権保全制度を活用するメリット

与信管理

会員企業様の独自の審査・管理機能に加えて、保険会社による二重のチェックをかけることにより、「**与信管理体制の強化、充実**」を図ることができます。

リスクマネジメント

将来における不測の貸倒れ損失をカバーすることにより「**損失の平準化**」を図ることができます。

回収不能リスクの低減

売上債権の回収不能リスクが低減されます。

貸倒れ損失の早期回収

万一貸倒れが発生した場合、回収に時間を要するばかりでなく、当面の資金繰りに大きな影響がおよぶこととなりますが、本制度のご活用により、**确实・早期**にその影響を緩和することが可能となります。

売上債権保全制度の概要

1. 保険の内容

加入会員様の販売先が支払債務を履行しないことによって、加入会員様が被る損害に対して保険金を支払うものです。つまり、**取引先の倒産などにより回収不能となった売上債権を補償**します。

2. 対象となる債権

商品引渡日から支払期日までの期間が1年を超えない決済条件で、かつ、保険期間中に発生した債権となります。(1年を超える決済条件の場合は対象外となります。)

3. 対象取引先

制度ご加入時にあらかじめ対象となる取引先を登録いただきます。ただし継続的にお取引があり、選定には客観的な基準による包括性があることが前提です。任意に選択した取引先を対象とすることはできません。**(10社以上の対象取引先を登録していただきます。)**

※全ての取引先を対象とする場合は、5社以上とすることができます。

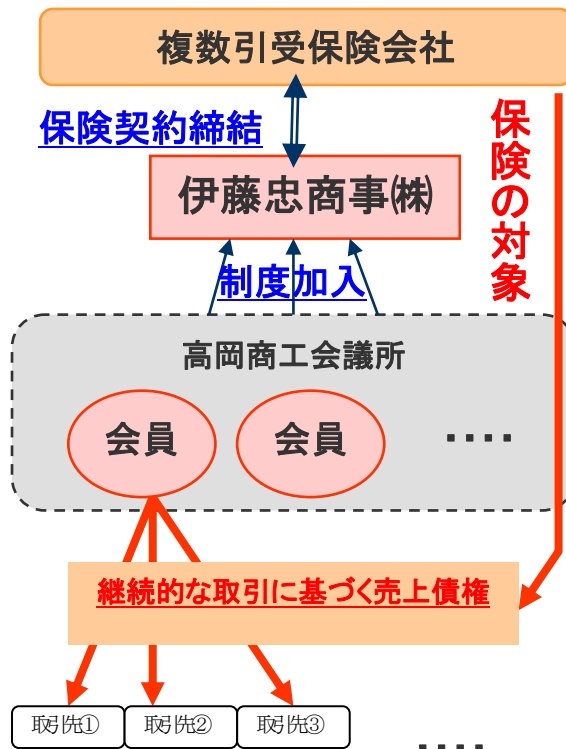
4. 支払限度額

各対象取引先毎にあらかじめ支払限度額を設定(1社100万円以上・100万円単位)いたします。まず貴社の各取引先への債権残高を提出いただき、個別に審査の上、引受支払限度額を設定いたします。また保険証券総支払限度額も別途設定いたします。

5. 支払保険金

実際の支払保険金は、**【損害額×あらかじめ定めた縮小支払割合】**と上記4で設定する限度額のどちらか低い額となります。

(縮小支払割合については加入時にご案内させていただきます)



売上債権保全制度 お問い合わせシート

- 本制度についてお問い合わせされたい場合、お手数ですが本シートに必要事項を記入して FAX してください。
- 本お問い合わせシートを使用せず、直接お電話していただいてももちろん結構です。
- お問い合わせの宛先は以下の 2 つからお選びください。下記の [] 欄には該当する欄に○印をつけてください。

※ 高岡商工会議所が会員様向けの事業として、伊藤忠商事株式会社と業務提携して運営している売上債権保全制度(取引信用保険)の特長に関するお問い合わせについては、高岡商工会議所にお問い合わせください。

※ 本制度の詳しい内容については、伊藤忠オリコ保険サービス㈱にお問い合わせ下さい。

【宛先】

To[]	高岡商工会議所	事業部	<制度に関する質問>	FAX:0766-22-6792
To[]	伊藤忠オリコ保険サービス	北陸支店 担当:大森	<ご加入お問い合わせ>	FAX:076-232-3536

*以下の通り、問い合わせをします。

- () 問い合わせたいことがあるので、電話がほしい
- () 下記の点を問い合わせたいので、回答してほしい
- () その他(下欄に内容をご記入ください。)

【ご記入欄】

貴社名 _____ 所在地 〒 _____

部 会 _____ 役職名 _____ お名前 _____

T E L _____ F A X _____

業種・取扱品等 _____

業態(該当するものを○で囲ってください。複数回答可) 製造・卸・小売・サービス その他()

高岡商工会議所、伊藤忠商事㈱、伊藤忠オリコ保険サービス㈱は、ご記入いただいた個人情報を「売上債権保全制度(取引信用保険)」のご加入についてのご案内のみに使用いたします。またその目的の範囲内において同個人情報を損害保険代理店委託契約を締結している引受保険会社に提供することにご同意のうえご記入ください。

※このチラシは保険の特長を説明したものです。詳細は商品パンフレット・提案書をご覧ください。

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は右記のとおりです。	《引受保険会社》 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">損害保険ジャパン日本興亜株式会社(幹事会社)</td> <td style="text-align: right;">58%</td> </tr> <tr> <td>三井住友海上火災保険株式会社</td> <td style="text-align: right;">25%</td> </tr> <tr> <td>あいおいニッセイ同和損害保険会社</td> <td style="text-align: right;">17%</td> </tr> </table>	損害保険ジャパン日本興亜株式会社(幹事会社)	58%	三井住友海上火災保険株式会社	25%	あいおいニッセイ同和損害保険会社	17%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社(幹事会社)	58%						
三井住友海上火災保険株式会社	25%						
あいおいニッセイ同和損害保険会社	17%						

《取扱代理店》

伊藤忠商事株式会社
 〒107-0061 東京都港区北青山 2 丁目 5-1
 TEL:03-3497-7888 / FAX:03-3497-7880

伊藤忠オリコ保険サービス株式会社 北陸支店
 〒920-0031 高岡市広岡 1-1-18 伊藤忠高岡ビル 3 階
 TEL:076-232-3282 / FAX:076-232-3536

《お問い合わせ先》

高岡商工会議所 事業部
 〒933-8567 高岡市丸の内 1-40
 TEL:0766-23-5000/FAX:0766-22-6792
 E-mail: takaoka@ccis-toyama.or.jp